

**体験型観光プログラム利用促進業務における
実施企画書等の内容に関する書類審査の適否判定基準**

1 事業者の資格要件

次の各項目全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則2条の規定に該当していないこと。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 審査委員会の委員
 - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
- (5) その他本事業を実施する上で必要と認められる要件を具備していること。

2 オンライン予約サイトの概要

次の各項目全てを満たすこと。

- (1) URL先の予約サイトがオンライン上で公開されていること。
- (2) オンライン上で体験プログラムの予約ができ、仕様書に定める種別の割引クーポンを発行できる予約サイトであること。
- (3) 広島広域都市圏構成市町のうち、10市町以上を実施場所とする商品の取扱いがあり、プラン数が100件以上の取扱いがあること。また、実施場所及び事業者所在地がともに広島広域都市圏構成市町内であるプログラム商品のみが対象商品であること。(プラン数については、提出された対象商品一覧から本業務の目的にそぐわない不適切な商品を除いた件数とする。)
※ 対象商品の考え方については別紙参照。

3 見積金額

次の各項目全てを満たすこと。

- (1) 見積金額が、事務手数料と販売促進プロモーションに係る経費であること。
- (2) 見積金額が330万円以下であること。

4 割引クーポン発行の仕組み

オンライン予約サイト上で、割引クーポンを確実に発行することができ、また利用者の利便性に配慮した仕組みとなっていること。

5 実施する販売促進プロモーションの内容

割引クーポンの発行にあわせて、対象商品の販売促進に繋がるプロモーションを実施する予定としていること。

上記1～5において、全て「適」と判断された場合に受託候補者として選定する。